

保育所(園)などの 入所児童 募集

保育所(園)は、保護者が働いているなどの理由によって、保育を必要とする児童を預かり、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

市立保育所 3 所、私立保育園 5 園のほか、私立認定こども園 2 園、地域型保育事業 1 園で入所児童を募集します。



問 子ども家庭課(千代田庁舎)

<保育所(園)を希望される方>

▶ 入所申込書類

配布日 市内保育所(園)希望者: **11月6日(月)~**
市外保育所(園)希望者: 随時

配布場所 子ども家庭課(千代田庁舎)、霞ヶ浦窓口センター(霞ヶ浦庁舎)、中央出張所(働く女性の家)、各保育所(園)、市ホームページ

※詳しくは、入所申込書と一緒に配布される「平成 30 年度保育所入所のご案内」をご覧ください。

※認定こども園および地域型保育事業については、各施設で入所申込書を配布しています。

▶ 入所基準

- 1 家庭外労働や家庭内労働(自営業、農業、内職など)をしている方
- 2 妊娠中であるか、出産後間もない方(産前 6 週間、産後 8 週間の期間入所)
- 3 自身の疾病、病人の看病や介護をしている方など

▶ 入所受付

第 1 希望の保育所(園)の受付日・受付時間にお子さんと一緒に来庁(園)してください。

市立保育所を第 1 希望とする場合は、千代田庁舎が受付場所になりますのでご注意ください。

▶ 注意事項

- 1 受付当日に来庁(園)できない方は、12 月 22 日(金)までに子ども家庭課に申込書類を提出してください。後日、面接日をお知らせします。
- 2 定員を超えている場合は、審査により第 2・3 希望、または空き待ちとなります。
- 3 市外保育所(園)に入所を希望する方は、事前に申込先市町村へ、締切日・必要書類および受入可能年齢を必ず確認してからお申し込みください。
- 4 さくら保育所については、平成 30 年 3 月末日、閉所となりますので他施設をご希望ください。

<認定こども園、地域型保育事業を希望される方>

制度の改正により、平成 27 年度から旧幼稚園と旧保育園の機能が一体となった認定こども園が設置されました。認定こども園および地域型保育事業を第 1 希望とする場合は、随時受け付けをしていますので、各施設へ直接お申し込みください。

条件を満たした段階で内定となりますが、保育希望の場合、全体の申し込み状況により、利用調整を行うことがあります。

▶ 市内保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業(小規模保育)一覧

	施設名	住所・TEL	受付日時	受付場所
市立	第一保育所(1歳児~)	深谷 3667 ☎ 029-897-0345	12月11日(月)・12日(火) 13:30 ~ 16:00	子ども家庭課 (千代田庁舎)
	やまゆり保育所(産休明け~)	五反田 298-20 ☎ 0299-59-2172		
	わかべり保育所(1歳児~)	下稲吉 519-2 ☎ 0299-59-2882		
私立	のぞみ保育園(産休明け~)	東野寺 495-1 ☎ 0299-23-5281	12月7日(木) 13:30 ~ 16:00	各施設での 受け付けとなります
	霞ヶ浦保育園(産休明け~)	坂 4458-1 ☎ 029-896-2200	12月8日(金) 13:30 ~ 16:00	
	美並未来みなみ保育園(産休明け~)	上大堤 210-1 ☎ 029-897-2770	12月1日(金) 13:30 ~ 16:00	
	ブルミッコ保育園(産休明け~)	稲吉南二丁目 9-1 ☎ 029-834-7003	12月6日(火) 13:30 ~ 16:00	
	千代田保育園(産休明け~)	下稲吉 2402-1 ☎ 029-832-6550	12月5日(火) 13:30 ~ 16:00	
	認定こども園 神立幼稚園(産休明け~)	稲吉二丁目 18-8 ☎ 029-831-0328	10月2日(月)~随時 (開園時間内)	
	認定こども園 くりのみ自然幼稚園(満2歳児~)	宍倉 6204-13 ☎ 029-831-4510	10月1日(日)~随時 (開園時間内)	
	地域型保育事業(小規模保育) キッズランドなないろしいなよし園 (産休明け~2歳児)	下稲吉 2632-11 ☎ 0299-56-3939	12月1日(金)~随時 (開園時間内)	

平成 30 年 4 月から

国民健康保険制度が変わります!

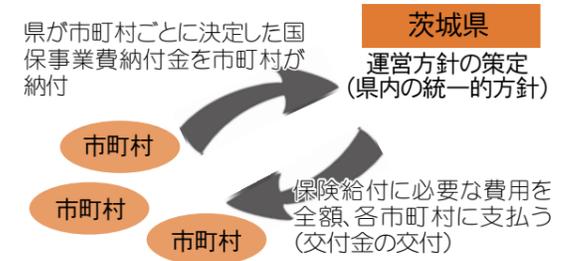
国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢層が高く医療費水準が高い」「財政基盤が弱く、制度運営が困難な市町村もある」などの構造的な課題を抱えていました。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成 30 年 4 月から、県と市町村が共同で運営する制度に改正されます。

問 国保年金課(千代田庁舎)

▶ 制度改正の主な内容

- 県が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を市町村に全額支払います。これにより、市町村の財政は従来と比べて安定します。
- 窓口業務(被保険者証の発行、保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課・徴収、特定健診などの保険事業など)は、従来どおり、かすみがうら市が行います。



▶ 県と市町村の役割分担

県の主な役割	市町村の主な役割
財政運営の責任主体	国保事業費納付金を県に納付
国民健康保険運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	被保険者証などの発行
市町村ごとの標準的な保険税率を算定し公表	標準保険税率などを参考に保険税率を決定、保険税の賦課・徴収
保険給付費等交付金の市町村への支払い	保険給付の決定、支給

▶ 平成 30 年 4 月以降の変更点

- ! **変更点 1 被保険者証と高齢受給者証が 1 枚のカードになります**
これまで、70 歳~74 歳の方には一部負担割合を記載した「高齢受給者証」を送付していましたが、今後は被保険者証に負担割合を記載するため、高齢受給者証を持参する必要がなくなります。
この変更に伴い、被保険者証の有効期限を 3 月 31 日から **7 月 31 日**に変更します。
- ! **変更点 2 高額療養費の多数回該当が通算されます**



過去 12 カ月以内に高額療養費の支給が 4 回以上ある場合に自己負担額が引き下げられる制度について、茨城県内の転居であって、転居前と同じ世帯と認められたときは、転居前の支給も通算します。